

10月NEWS

(1) 税制情報

【マイナンバー制度】

昨年12月にご紹介しましたマイナンバー制度のうち個人番号について、追加でご紹介致します。

1. マイナンバーの通知

平成27年10月から、個人番号及び法人番号が通知されます。個人番号については10月から12月にかけて住民票の世帯ごとに市区町村から簡易書留で郵送されます。住民票の住所と異なるところにお住いの方は、受け取ることができない可能性がありますので、ご注意ください。

マイナンバーは「通知カード」に記載があります。マイナンバーは生涯にわたって使うものです。なくされないようご注意ください。

2. マイナンバーの利用

マイナンバーは、「税」「社会保障」「災害対策」の分野の中で法律で定められた行政手続にしか使用されません。

「税」の分野では税務当局に提出する申告書、届出書などに記載します（源泉徴収票、給与支払報告書、支払調書など）。

「社会保障」の分野では年金の資格取得、雇用保険の資格取得などに記載します（健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）届、雇用保険被保険者資格取得（喪失）届など）。

3. マイナンバーの収集・保管

事業者が法律で定められた行政手続を行うために従業員などからマイナンバーの提供を求め、収集・保管することは平成27年10月以降可能です。その際は、利用目的を特定して明示する必要があります（源泉徴収票作成事務、雇用保険の資格取得事務など複数の利用目的の明示でも可）。

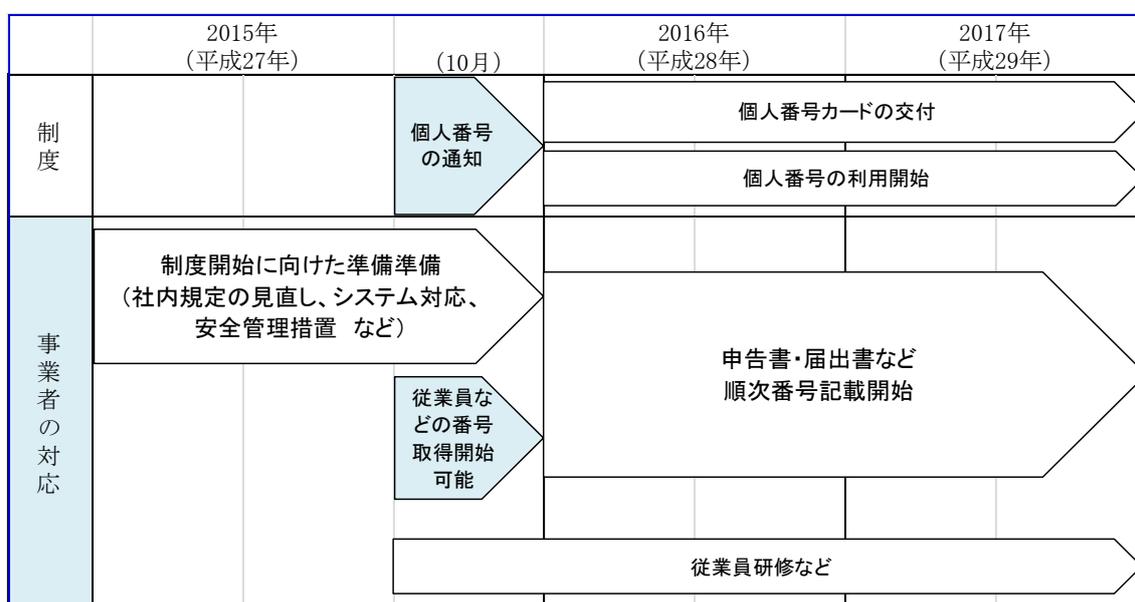
マイナンバーを従業員などから収集する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要になります。（雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らかに判断できる際は身元の確認のための書類の提示は必要ありません。）

マイナンバーを収集した後の管理についてマイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておく必要があります。マイナンバーが記載された書類は、鍵がかかる棚や引出しに大切に保管し、パソコンで管理する際はウィルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。

マイナンバーは翌年度以降も雇用契約がある場合や、所管法令によって一定期間書類の保存が義務付けられている場合など、必要がある場合に限り、保管し続けることができます。不必要になったらできるだけ速やかに書類の廃棄やパソコンからの削除を行わなければなりません（マイナンバーを従業員の退職などで利用しなくなった場合や保存期間を経過した場合など）。

4. マイナンバー制度開始に向けた準備

下記は平成28年からのマイナンバー利用開始に向けた例です。



平成28年1月以降、早期にマイナンバーが必要となる例としては下記が考えられます。

- * 年始に雇う短期アルバイトへの報酬
- * 講演・原稿作成などでの外部有識者などへの報酬
- * 3月の退職、4月の新規採用など入退社

このようにマイナンバー制度の開始後すぐに、マイナンバーを記載する税・社会保険の事務手続きが順次始まります。各事業所において対応を検討・実施ください。

下記は内閣官房HPでダウンロードすることができる資料です。ご参考にしてください。

(内閣官房HPより 事業者の方向け広報資料)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/leaflet.pdf>

(内閣官房HPより マイナンバー導入チェックリスト)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/checklist.pdf>

(2) 10月の主な税務

10月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	内容
10月13日	9月分源泉所得税の納付 (但し源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、1月と7月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。)
10月13日	9月分住民税の特別徴収税額の納付 (但し住民税の納期の特例を受けている場合は6月と12月の年2回納付となるため、今回の納付はありません。)
11月2日	8月決算法人の確定申告
11月2日	5月、8月、11月、2月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
11月2日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
11月2日	2月決算法人の中間申告
11月2日	消費税の年税額が400万円超の11月、2月、5月決算法人の3月ごとの中間申告
11月2日	消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

(3) スタッフの一言

10月になりました。早いもので今年も残すところあと3ヶ月です。今年目標は何だったろう、と自分に問い返しながら過ごしている日々です。これから年末にかけて少しずつ忙しくなっていきます。一つ一つの業務に丁寧に慌てずあたりたいと思います。

担当 稲永